

ISHIZUCHI

令和5年(2023) Vol.324

共済だより 3月号

—ご家族でご覧ください—

CONTENTS

2 知つておきたい！ 退職後の共済制度

6 住所変更の届出をお忘れなく！／年金者連盟からのご案内

7 柔道整復師・鍼灸師のかかり方

8 特定保健指導で健康改善！

9 特定健康診査受診券が届いた家族（被扶養者）の皆さまへ

10 令和5年度人間ドック等利用助成の申込みをされた方へ

11 ここからだの健康相談

12 被扶養者の異動手続きはお早めに

13 被扶養者を遡及して資格取消したときの医療費返還について

14 被扶養者の認定要件が変更となります

15 入学・修学貸付のご案内

16 無理なく償還が可能です！ 低金利の貸付事業

17 貯金事業・物資供給事業からのお知らせ

18 物資指定店（取消・変更・追加）

19 在職中の障害厚生年金について

20 えひめ共済会館の新型コロナウイルス対策

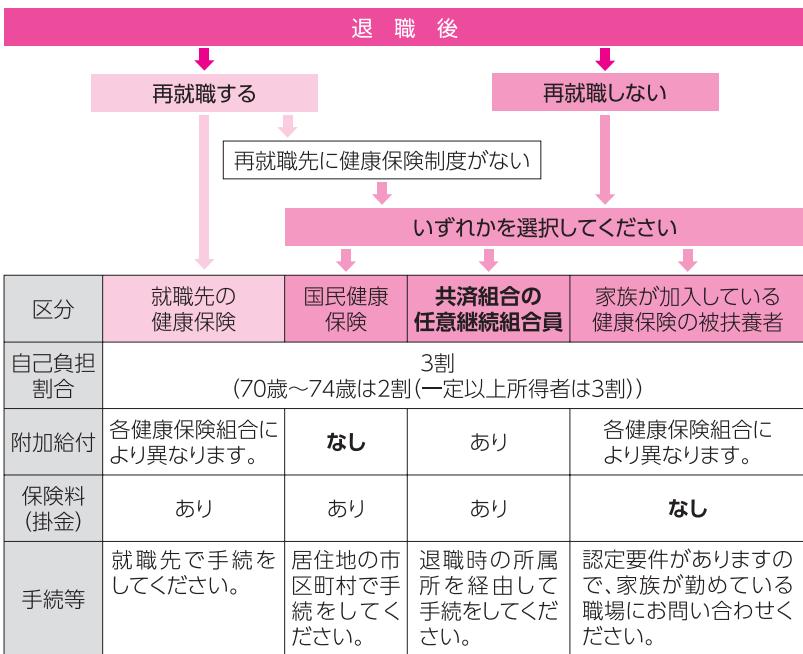


愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

石全通

知っておきたい!

退職後の共済制度



ご注意ください

60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要があります。

手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただきため、退職後に加入する医療保険制度(主に共済組合の任意継続組合員制度)、また、年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項について紹介します。

なお、例年開催している退職予定者相談会につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、今年度も中止いたしました。相談会での使用を予定していた「令和4年度退職予定者相談会資料」の送付を希望される方は、所属所の共済組合事務担当課を通じて、共済組合まで連絡ください。

医療保険

[加入できる期間]
2年間を限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

【掛金について】

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格がなくなりますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入手続を行なう必要があります。

なお、退職後引き続き、お勤め先の再任用職員や会計年度任用職員となる方は、本組合の組合員資格を有しますので、医療保険の加入手続は必要ありません。(5ページ参照)

任意継続組合員制度とは?

退職後も在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと。

*令和4年10月1日に協会けんぽから短期組合員等になつた方については、協会けんぽの被保険者であった期間を組合員期間とみなす経過措置が設けられています。

【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定された方は、認定要件に変更がなければ、いた方は、認定要件に変更がなければ、

【任意継続組合員証の交付について】

「任意継続組合員資格取得申出書」を受理後、「振込依頼書」(掛金の納付書)等を共済組合届出住所に送付しますので、納付書に記載の期限までに、**金融機関等の窓口**にてお振込みください。本組合で入金を確認後、任意継続組合員証を組合届出住所に送付いたします。

短期給付に必要な費用は、組合員と地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた全額が組合員の負担となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。

掛金額の算定方法については、次頁を参照してください。

【掛金の納付方法】

①毎月払い②半年前納③1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、②半年前納、③1年前納については、割引制度が適用されます。納付忘れを防ぐためにもお得な前納払いをぜひご利用ください。

引き続き被扶養者として認定が受けられます。

組合員証の返納は速やかに!

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりますので、退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済組合事務担当課(係)を経由して共済組合へ返納してください。

また、「組合員被扶養者証」「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、併せて返納してください。

年目は下がるケースが多い

ようです。

また、国保の保険料は世帯ごとに算出され、上限額も設定されることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合は、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任継に入りし、2年目は国保に切り替えることもできますので、ご自身やご家族の状況に合わせて選択してください。

※国保など他の医療保険制度に一度加入されると、その後任継に入りますことはできませんので、ご注意ください。

任意継続と国保どちらに加入するほうが有利?

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度(以下「任継」という。)では一部負担金払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付がない国民健康保険(以下「国保」という。)と比べ、給付面では有利であると言えます。

任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛け率を乗じて求めます。

①退職時の掛け率となった標準報酬月額

②平均標準報酬月額 340,000円

(令和4年9月末現在における組合員の平均標準報酬月額)

任意継続掛金の基礎となる標準報酬の月額
(①、②のいずれか低い額)

$$\begin{array}{c} \text{短期掛け率} \\ 101.16/1,000 \\ \times \\ \text{介護掛け率} \\ 16.74/1,000 \end{array} = \begin{array}{c} \text{短期掛け金額} \\ (\text{月額}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{c} \text{介護掛け金額} \\ (\text{月額}) \\ \hline \end{array}$$

※1. 介護掛け金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。

2. 掛け率及び平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

令和5年度任意継続掛金(短期掛け金・介護掛け金)について

令和5年度の任意継続組合員に係る掛け金額(年額)は下表のとおりとなります。

退職時の標準報酬月額	①毎月払い		②半年前納		③1年前納	
	短期掛け金	介護掛け金	短期掛け金	介護掛け金	短期掛け金	介護掛け金
160,000円	194,220円	32,136円	192,328円	31,822円	190,772円	31,565円
170,000円	206,364円	34,140円	204,354円	33,807円	202,700円	33,534円
180,000円	218,496円	36,156円	216,368円	35,804円	214,617円	35,514円
190,000円	230,640円	38,160円	228,393円	37,788円	226,545円	37,483円
200,000円	242,784円	40,176円	240,419円	39,785円	238,474円	39,463円
220,000円	267,060円	44,184円	264,458円	43,754円	262,319円	43,400円
240,000円	291,336円	48,204円	288,498円	47,734円	286,164円	47,348円
260,000円	315,612円	52,224円	312,538円	51,715円	310,009円	51,297円
280,000円	339,888円	56,244円	336,578円	55,697円	333,854円	55,245円
300,000円	364,176円	60,264円	360,629円	59,677円	357,711円	59,194円
320,000円	388,452円	64,272円	384,668円	63,646円	381,556円	63,131円
340,000円以上	412,728円	68,292円	408,708円	67,627円	405,401円	67,080円

※1. 令和5年4月に資格取得した場合の掛け金額です。

2. 半年又は1年前納の場合には、割引が適用されます。

3. 退職時の標準報酬月額が150,000円以下の場合は上記の算定式にて計算してください。

年金

金事務所へご相談ください。

65歳以降の年金請求について

【令和4年度に退職する方の場合】
組合員（注1）期間を1年以上有する方は、老齢厚生年金と併せて、次の共済年金独自の年金を「請求」いただくことがあります。その請求方法等についてご案内します。

●退職共済年金（経過的職域加算額）

（注2）

●退職等年金給付の退職年金（注3）
(以下「退職年金」といいます。)

支給開始年齢と繰上げ請求について

年金の支給開始年齢は、以前は60歳でしたが、段階的に65歳へと引き上げられ、今年の3月末で定年退職となる昭和37年度生まれの一般組合員については、原則として**65歳です**。（注4）

支給開始年齢より早く年金の受取り

までの間に年金の繰上げ請求をすることができます。繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求をした月の翌月分から、

年金が支給されます。繰上げ請求を希望する方は、共済組合又はお近くの年

から支給されます。
ただし、**65歳以降に請求及び繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月分から、増額された年金額が支給されます。**

障害の年金について

障害の状態にある方については、障害の程度によって障害厚生年金の支給要件に該当する可能性がありますので、所属所の共済組合事務担当課（係）又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

障害厚生年金については、14ページをご参照ください。

老齢厚生年金については、厚生年金保険に加入している間、その標準報酬月額等に応じて、年金額の全額又は一部が支給停止となることがあります。

また、共済年金独自の年金については、組合員（注1）として在職中の間は全額支給停止となります。そのため民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

（注1）短期組合員を除きます。

（注2）平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出

（注3）平成27年10月以降に積み立てた給付算定基礎額（年金原資）に応じて算出

退職後の住所変更等について

組合員（注1）期間を有する方が、退職後、年金をお受け取りになるまでに住所・氏名を変更する場合は、「年金待機者異動報告書」を共済組合年金係にご提出ください。様式は本組合ホームページからダウンロードできます。

税引後0・79685%

令和5年3月1日現在

貯金事業

（注4）一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

金事務所へご相談ください。

（注1）定期組合員を除きます。

（注2）平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出

（注3）平成27年10月以降に積み立てた給付算定基礎額（年金原資）に応じて算出

（注4）一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

（注5）定期組合員とならない場合、年金の運用先として利用ください。

（注6）定期組合員となつた場合は、定期貯金（毎月貯金・貯与貯金）の利用ができなくなりますので、毎月貯

金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)の提出が必要です。

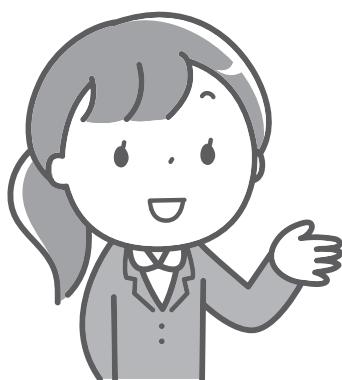
任意継続組合員にならない場合は解約していただけます。「共済貯金解約請求書」を「提出ください。

なお、解約金の送金については、順次送金いたしますが、各月下旬に解約請求書を提出された場合は、当月内での送金に間に合わない場合がありますので、「了承ください。」

※ 令和5年4月1日から貯金利率が0.9%（税引後0.717165%）に引き下げられます。（13ページ参照）

貸付事業 物資供給事業

退職後の利用はできません（任意継続組合員となつた場合でもご利用できません）。ので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から一括償還する」ととなります。



保健事業

退職後の保健事業について

退職後は、人間ドック等利用助成などの保健事業はご利用いただけません。ただし、任意継続組合員となつた40歳以上75歳未満の方については、特定健康診査・特定保健指導のみご利用いただけます。

毎年6月に「特定健康診査受診券」を

送付しており、「特定保健指導利用券」については、特定健康診査の結果で対象となられた方にのみ随時送付しています。

なお、特定健康診査・特定保健指導ともに無料で受けることができますので、ぜひご利用ください。

再任用職員（フルタイム） 会計年度任用職員

短期組合員として引き続き共済組合の資格を有し、短期給付（医療保険）及び福祉事業が利用できます。

なお、人間ドック利用助成については、令和5年度から短期組合員専用の助成制度をご利用いただけます。定年前と申込方法等が大きく異なりますのでご注意ください。

※ 厚生年金については、共済組合ではなく日本年金機構の被保険者となり、

引き続き市役所等に再就職（再任用）された場合の共済制度について

定年退職等をされた後、引き続いで市役所等に再就職（再任用）された場合は、現職の時と同様に共済組合の組合員となります。（週20時間以上の勤務時間で2か月超勤務予定などの要件があります。）

再就職後の共済制度については、任用形態により異なり、次のとおりとなります。

現職の時と同様にすべての共済制度が利用可能です。

再任用短時間職員又は

短期組合員として引き続き共済組合の資格を有し、短期給付（医療保険）及び福祉事業が利用できます。

なお、人間ドック利用助成については、令和5年度から短期組合員専用の助成制度をご利用いただけます。定年前と申込方法等が大きく異なりますのでご注意ください。



加入する年金制度が変わります。60歳未満の被扶養配偶者がいる方は、第3号被保険者の種別変更の手続をお勧め先で行ってください。

また、退職等年金給付については適用除外となり掛け金の控除が行われなくなります。

住所変更の届出をお忘れなく！



本組合では組合員や被扶養者の皆さまへの重要なお知らせを組合員のご自宅に直接送付することがあります。転居された場合は、郵便局にて**転送手続きを済ませ**、所属所の共済組合事務担当課を経由して速やかに**住所変更申告書を提出してください。**また、変更後の住所を、証の裏面「住所」欄の2行目以降に記入してください。(余白がない場合は再交付を行います。)

- 【自宅へ直送する事例】
 - ねんきん定期便
(毎年誕生日)
 - 退職等年金給付・残高通知書
(毎年5月頃)
 - 特定健康診査受診券
(毎年6月頃)
 - 特定保健指導利用券(随時)

年金者連盟からのご案内

年金請求待機者になられたらぜひ年金者連盟にご加入ください！

年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済的生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は七・四百余名となっており、県内郡市による18支部と27分会に分かれて活動しています。

連盟の会費と加入方法

- 会費の額
年金額に応じ年間500円～5,000円
- 会費納入方法
毎年4月の年金支給期に年金から控除
「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入のうえ提出ください。

主な活動と事業

- ①各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- ②年金受給者の待遇改善の要望を全国の連盟と共に実施



お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、
愛媛県市町村職員年金者連盟
☎ 089(921)5651まで

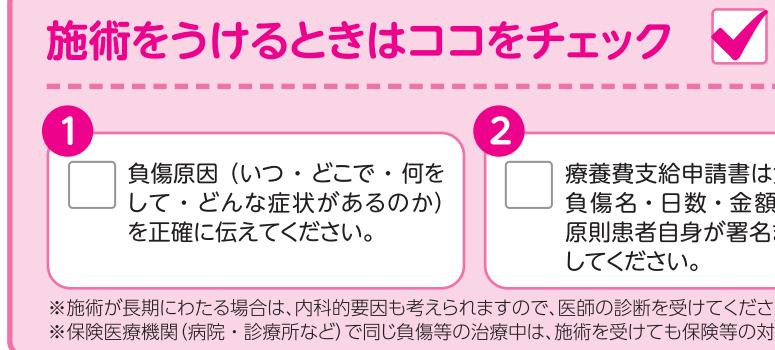
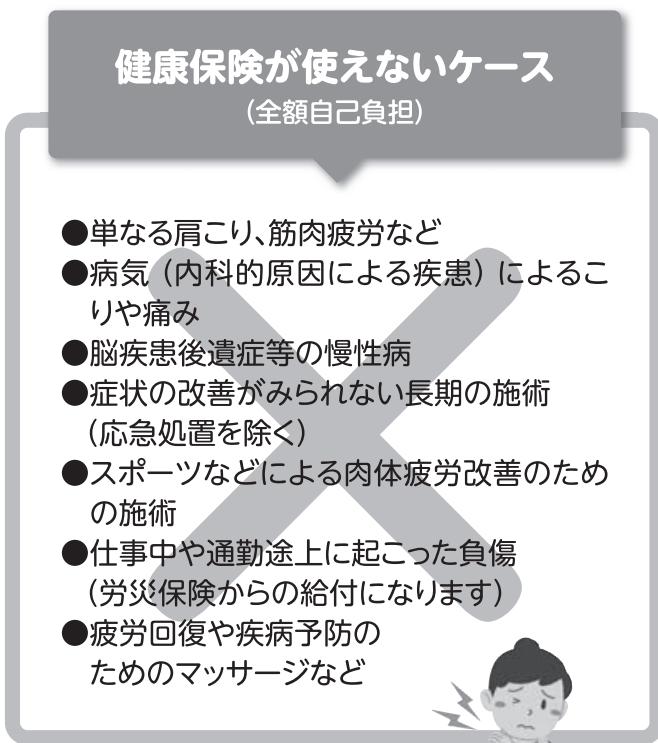


柔道整復師・鍼灸師のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）や鍼灸師による施術のうち、健康保険が使用できるケースは限定されています。「各種保険取扱」と表示があっても、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。施術を受ける前にしっかり確認して正しくかかりましょう。



- 外傷性の打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）
- 骨折・脱臼の施術（緊急の場合を除き医師の同意が必要）
- はり・きゅうは、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療（医師の発行した同意書が診断書が必要）
- マッサージは、筋痙攣や関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症例（医師の発行した同意書か診断書が必要）



※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
※保険機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

施術内容等の照会にご協力をお願いします

施術内容によっては、請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、照会させていただく場合があります。負傷部位、施術内容、施術年月日などをご回答いただきますようご協力をお願いいたします。



令和3(2021)年度実施結果レポート 特定保健指導で健康改善!

健診結果から特定保健指導※による支援対象となった方で、令和3年度に特定保健指導を利用された方の健康レベルがどの程度向上したか、その成果を発表します。

— 特定保健指導 とは? —

本組合又は本組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士が、各種健診(人間ドック、職場の定期健診、特定健康診査)の結果から要支援となった方に無料で実施する生活習慣病予防のための健康サポートです。プロが利用者の生活習慣を包括的に点検し、どこをどのように改善したら健康度が上がるかを助言、具体的な実践に向け3か月以上にわたって寄り添い、生活改善に役立つ行動を強力に後押しします。

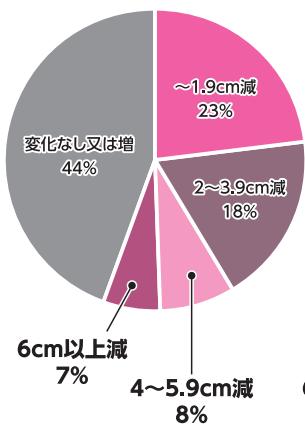
健診時と比較して…

- 腹囲 …………… 約56%の方が改善
- 栄養・食生活 … 約73%の方が改善
- 体重 …………… 約66%の方が改善
- 身体活動 ……… 約51%の方が改善

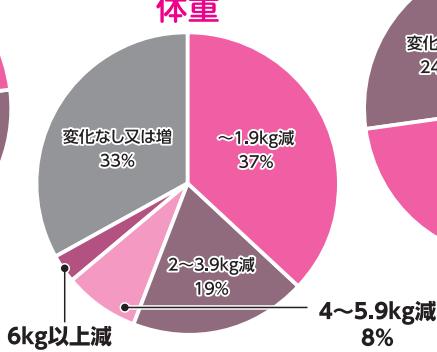
2021グランプリ

腹囲 15.2cm減 体重 15.4kg減

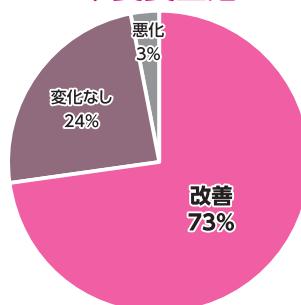
腹囲



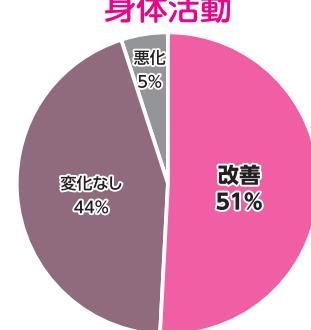
体重



栄養食生活



身体活動



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた家族(被扶養者)の皆さんへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に**図書カード(2,000円分)**を進呈しています。

- ①特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した令和4年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ②特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方
詳しくは、本紙(Vol.320)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

令和5年度人間ドック等利用助成の 申込みをされた方へ

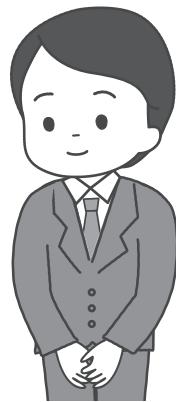
申込内容に基づき、健診機関と調整を行い、利用者を決定していますが、第1希望の健診機関の利用枠提供数を申込数が上回った場合、第2希望により決定することがあります。この場合、第2希望の申込みをしていない方は、人間ドック等利用助成をご利用になれませんのでご了承ください。

なお、**申込後の健診機関、利用区分(コース)の変更はできません。**

利用者決定後、所属所を通じて「人間ドック等利用券」を配付します。利用券が届きましたら、**券面に記載の注意事項等をよくお読みください**。健診機関に利用券の提出がない場合は助成を受けることができませんので、紛失しないように保管してください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、健診機関の判断により一部のコースや検査、又は人間ドック自体を中止することがあります。あらかじめご了承ください。

人間ドックの健診結果により特定保健指導の対象となったときは、必ず特定保健指導を受けてください。ご案内した特定保健指導を受けなかった場合、人間ドック等利用助成を受けられなくなることがあります。



* * * * *



被扶養者の異動手続きはお早めに

* * * * *

年度末から新年度にかけては、卒業・進学・就職など被扶養者の異動が多い時期となります。就職等に伴い勤務先の健康保険に加入した場合でも、共済組合の被扶養者資格は自動的に喪失とはなりません。マイナンバーカードの保険証利用も始まり、オンライン資格確認等システムへ正確な情報を登録する必要がありますので、被扶養者の方に異動が生じた場合は、所属所の共済組合事務担当課を経由してお早めに手続きをお願いします。

この時期の主な取消事例をご紹介します。該当する場合は「被扶養者申告書」「組合員被扶養者証」を提出してください。

- ・就職等により、勤務先の健康保険に加入した
- ・パート・アルバイトの給与収入や事業収入が年額130万円以上に増える見込みとなった
- ・組合員が主たる生計維持者ではなくなった(配偶者の収入の方が多くなる見込み等)
- ・同居が認定要件となっている被扶養者と別居した
- ・別居している被扶養者への仕送りをやめた



●22歳以上の子ども(令和5年4月1日時点)を被扶養者としている組合員の方で、4月以降も継続認定が必要となる場合は、次の手続きを行ってください。

【引き続き学生の場合】

7月頃に実施予定の被扶養者の資格調査時に「在学証明書(令和5年4月1日以降に交付されたもの)」等を提出してください。

【病気や負傷等により就労に制限を受ける場合】

7月頃に実施予定の被扶養者の資格調査時に「障がい者手帳(写)」又は「就労が困難である旨が記載された診断書(令和5年4月1日以降に発行されたもの)」等を提出してください。

【就労の意思はあるが就職が決まらなかった場合】

4月末までに次の書類等を提出してください。**扶養の事実・扶養しなければならない実状を調査確認した上で、認定の可否を判定します。**

なお、認定期間については、最長1年間となり組合員被扶養者証に有効期限を付します。

- ・「被扶養者申告書」
- ・「扶養事実の申立書」
- ・「組合員被扶養者証」

※令和5年3月31日までの有効期限が付された組合員被扶養者証をお持ちの方で、引き続き認定が必要な場合は、上記書類に「求職活動状況申立書」を添付の上3月末までに手続きを行ってください。

※組合員以外の扶養義務者(配偶者等)がいる場合や、組合員と別居している場合など、上記の書類以外に別途書類の提出を求める場合があります。

被扶養者を遡及して資格取消したときの 医療費返還について

被扶養者の資格取消後は、組合員被扶養者証を使用して医療機関を受診することはできません。取消手続をするまでの間に被扶養者証を使用して医療機関で保険診療を受けた場合には、取消日に遡って共済組合が負担した医療費を全額返還していただくことになります。

医療費は医療機関が作成するレセプトに基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関で審査するため、本組合から医療費の返還請求をするまでに3か月以上かかります。

共済組合へ返還した医療費については、被扶養者が新たに加入した健康保険に請求すると返還額相当額(家族療養費附加金、事務費を除きます。)が給付されますが、遡及した期間が長いとその返還額が高額になる場合があり、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担が大きくなります。

被扶養者の資格取消後に被扶養者証を使用して医療機関を受診すると、医療費返還のため金融機関に出向かなければならぬことや、新たに加入した健康保険に給付金の請求手続をすることなど事務的な負担も生じるため、日ごろから被扶養者の収入額等を把握しておき、取消手続が遅れることのないようにしましょう。

医療費返還請求の納付書が届いたら…

医療費返還請求の納付書が届きましたら指定された返還期限内に医療費を返還してください。

入金確認後、共済組合からレセプトを送付しますので、納付書の控えとともに新たに加入した健康保険に給付金の請求手続を行ってください。

* * * * *

令和5年4月1日から 被扶養者の認定要件が変更となります

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正により、被扶養者の認定要件である収入基準額が次のとおり変更となります。

4月1日以降、要件を満たす認定対象者(公的年金収入のない60歳以上の方でかつ年間収入が130万円以上180万円未満の方)がいる組合員の方は、速やかに届出をお願いします。提出書類等ご不明な点がございましたら、所属所の共済組合事務担当課又は下記までお問い合わせください。

【令和5年3月31日まで】

認定対象者	収入基準額
①②以外の方	年額130万円未満(月額108,334円未満)
① 公的年金収入がある60歳以上の方	年額180万円未満(月額150,000円未満)
② 障害年金を受給している方	

【令和5年4月1日から】

認定対象者	収入基準額
①②以外の方	年額130万円未満(月額108,334円未満)
① 60歳以上の方	年額180万円未満(月額150,000円未満)
② 障害年金を受給している方	

ご注意
ください!!

被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に届出をしてください。

30日を過ぎて届け出た場合は、所属所の共済組合事務担当課での届出受付日が認定日となり、要件を備えた日に遡っての認定はできません。

被扶養者の認定・取消に関する問い合わせ先 共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

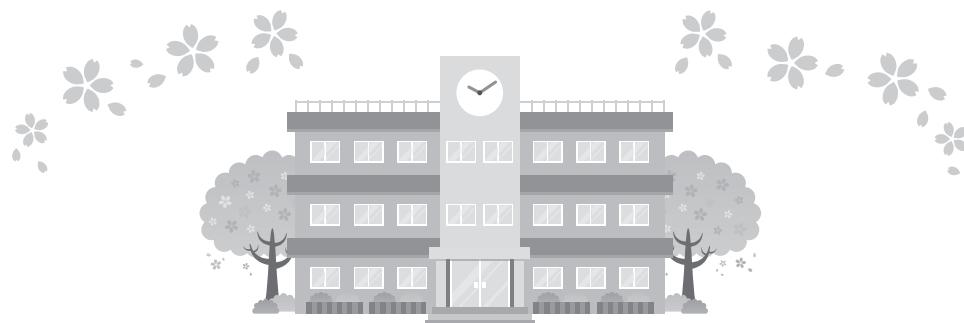
入学・修学貸付受付中です

貸付利率
年1.26%(変動金利)※

※金利は令和5年3月1日現在

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。**5月以降**は、**貸付額が制限**される場合や**貸付できない**場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課(係)へお申し出ください。

	入学 貸 付	修 学 貸 付
貸付事由	入学時に要する諸費用 <ul style="list-style-type: none">● 入学金、教科書代、授業料等● 敷金礼金等● 家具・家電(下宿の場合)● 制服等	修学(進学・進級)に要する諸費用 <ul style="list-style-type: none">● 当該年度分(※)の授業料、通学費用● 宿費 <p>※秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。</p>
限度額付	給料月額の6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※1万円単位
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none">● 貸付利率は、年1.26%※貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申し出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据え置かれます。(元金据置期間中は利息分のみの償還になります。)※修学貸付は、申出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。※留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付はお申込みいただけます。)● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。● 任期の定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)の方が利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。	



このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

貸付事業
を検討中の
皆さま

無理なく償還が可能です! 低金利の貸付事業

200万円の借入(償還期間10年・毎月償還のみ)を様々な償還利率でシミュレーションしました。



償還利率	1.26%(普通・特別貸付)^{※1}	3%	5%
毎月の償還額 ^{※2}	17,747円	19,312円	21,213円
完済までの総支払額	2,129,637円	2,317,458円	2,545,572円

※1 変動金利です。 ※2 最終償還額はシステムの仕様上、異なる場合があります。

(令和5年3月1日現在)

繰上償還(手数料不要)を行うとさらに総支払額を減らすことができます。

また、保証人、保証料も必要ありませんので、ぜひ、ご利用をご検討ください。

貯金事業・物資供給事業からのお知らせ 貯金利率・物資立替金償還利率が 引き下げられます

●貯金事業(令和5年4月1日~)

現行
年利1.0%
(税引後0.79685%)

引下げ後
年利0.9%
(税引後0.717165%)

●物資供給事業(令和5年4月~)

現行
年利1.9%

引下げ後
年利1.8%

※この償還利率の引下げは、現在、物資供給事業を利用して償還途中的方や、ご利用を検討中の方も適用となりますので、現品受領後は、速やかに物資購入票のご提出をお願いします。

本紙(Vol.321~Vol.323)でお知らせしましたとおり、貯金利率・物資立替金償還利率が引き下げられます。

貯金事業につきましては今後の安定的な事業運営を行うための引下げとなりますので、加入者の皆さんにはご理解いただきますようお願い申し上げます。

物資立替金の償還利率につきましても、貯金利率の引下げに伴い、引き下げられることとなりますので、ぜひご利用ください。

■物資指定店(取消・変更・追加)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	R4.11.15	(株)ホンダ販売今治(Honda Cars 今治東 東鳥生店)	今治市東鳥生町4丁目3-32	(0898) 22-5252	自動車
取消	R4.11.15	(株)大洲自動車販売	大洲店	大洲市東大洲1182-1	(0893) 25-5155
取消	R4.11.15		大洲インター店	大洲市東大洲786-1	(0893) 24-2187
追加	R4.11.15	(株)ホンダカーズ中央愛媛	大洲店	大洲市東大洲1182-1	(0893) 25-5155
			大洲インター店	大洲市東大洲786-1	(0893) 24-2187
			今治東鳥生店	今治市東鳥生町4丁目3-32	(0898) 22-5252
			伊予店	伊予市下三谷1713-1	(089) 982-0501
取消	R4.11.22	(株)オートエボリューション	松山市北久米町901-1	(089) 968-1155	自動車 (車検含む)
取消	R4.11.29	(有)ケイツーオート	西条市喜多川640-4	(0897) 58-2101	自動車

このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

在職中の障害厚生年金について

在職中であっても障害厚生年金が支給されます。

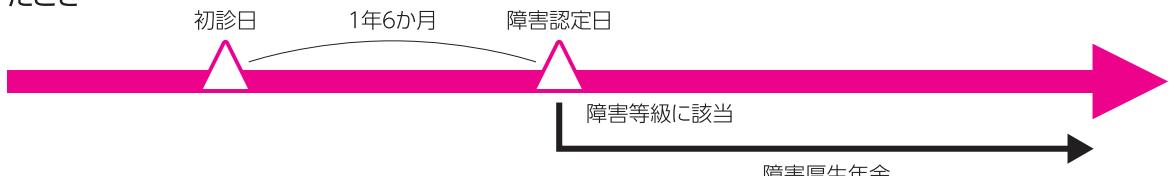
一定の保険料納付要件を満たした方が、組合員(注1)である間に初診日(注2)のある傷病が原因となって、下図の請求

事例1 又は請求事例2に該当する場合は、共済組合が障害厚生年金を決定します。

障害厚生年金の請求をしたい方や障害厚生年金の請求について相談したい方は、共済組合年金課までご相談ください。

請求事例1 障害認定日(注3)による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日において、障害等級1～3級(注4)に該当すると認定されたとき



請求事例2 事後重症制度による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日時点では、障害等級1～3級に該当しなくても、その後の請求日(65歳に達する日の前日までの間)において、その傷病により3級以上に該当すると認定されたとき



(注1) 共済組合の組合員(短期組合員を除く。)たる厚生年金の被保険者

(注2) 初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注3) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過しなくとも、その日が障害認定日になります。

- 〈例〉①人工透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日 ②人工骨頭又は人工関節を挿入置換した日
③心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した日
④人工肛門を造設した日又は尿路変更術をした日から起算して6か月を経過した日
⑤新膀胱を造設した日 ⑥肢体を切断又は離断した日 ⑦喉頭全摘出した日

ほかにも該当する場合がありますので、気になる方は共済組合にお問い合わせください。

(注4) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の認定基準の目安は次のとおりとなります。

1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずことができない程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

全国市町村職員共済組合連合会HP 障害の状態になったとき▶

このページについての問い合わせ先 共済組合年金課 年金係 ☎089(945)6317



えひめ 共済会館の コロナウイルス 対策

WITHコロナの時代
安全で安心な空間をご提供します。

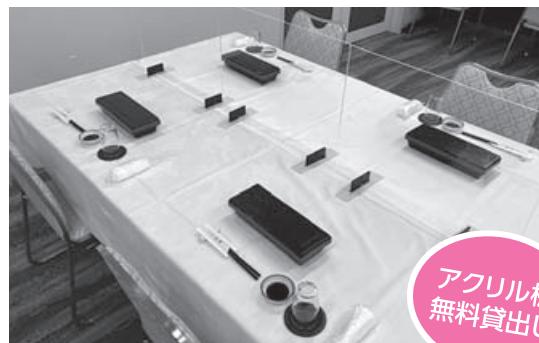
① 安心してご利用いただくために

- ・フロント及び通用口に、顔認証型検温器を設置しています。
- ・フロント及びレストランに二酸化炭素濃度計測器を設置しています。
- ・定期的に換気を実施しています。



② 清掃・消毒を強化

- ・手指消毒用アルコールを各フロア及び共用トイレに設置しています。
- ・館内の消毒・除菌を定期的に実施しています。
- ・各会議室に空気清浄機及び手指消毒用アルコールを設置しています。
- ・エレベータースイッチやドアノブなど不特定多数の方が直接触れる箇所は消毒を強化し、抗菌シールを貼付しています。



③ 会議又は会食で会議室を ご利用時の対応

- ・Web会議に最適な備品「Web会議キット(カメラ・スピーカーフォン・テレビ)」をご用意しております。
※有料
- ・飛沫感染防止のためのアクリル板を無料で貸し出します。
- ・非接触型体温計を無料で貸し出します(数に限りあり)。
※大人数でのご利用の場合は、顔認証型検温器の貸し出し対応いたします。
- ・少人数(4名)から完全個室をご用意します。
- ・会食時、お部屋ごとに手指消毒用アルコールを設置しています。また、スタッフは、フェイスガード及び手袋を着用します。
- ・会食会場は、飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しています。





1泊2食付 おすすめプラン 四季の伊予路プラン 春



宿泊と夕・朝食をセットにした
お得なプランです。
※朝食はバイキング形式となります。

ご予約
承り中

1泊2食付
4,700円(税込)
(助成前金額7,100円)

期間:令和5年3月1日～5月31日

～お品書き～
 若布とホタルイカの酢味噌和え
 二種盛り(真鯛・鮭)
 鯛カマ塩焼き
 豚角煮春野菜添え
 牛蒡とすり身の天ぷら
 筍と松山鶏の五目ごはん
 季節のフルーツ
 ※赤文字は県産食材を使用しています。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和5年1月末現在)

- ◎所属所数..... 43
- ◎組合員数..... 21,995人
 - 男..... 10,968人
 - 女..... 11,027人
- ◎平均標準報酬月額(短期).... 309,109円
- ◎被扶養者数..... 16,277人
 - (含任継..... 内 111人)
- ◎任意継続組合員..... 219人
- ◎年金受給者数..... 18,983人